

第5次結城市総合計画実施計画策定及び行政評価シート

担当部署	部局名	産業経済部		
	課名	耕地課		
	係名	地籍調査係		
	記入者		電話(内線)	184

<b>1. 事業の概要</b>		(1) 事業種別 [新規又は継続]	継続	(2) 事務事業 の名称	地籍調査推進事業	(3) 事業の 優先度	B
(4) 総合計画での位置づけ				(6) 事業主体		市	
① 事業の区分	主要事業			(7) 予算・ 財源等 の種別		事業の性質 一般事業費(ソフト事業)	
② 施策コード	21103	(総合計画掲載ページ 71 ページ)		会計区分		一般会計	
基本目標(政策)	2安全で住みやすさを実感できるまちづくり(都市・環境)			財源区分		国県補助	
基本施策	2-1計画的で魅力あるまちづくり(都市計画)			予算科目		款 6 項 1 目 10	
施策	①計画的な市街地の形成			予算書上の 事業名称		地籍調査事業費 (予算書 120 ページに掲載)	
施策内容	3地籍の整備			(8) 事務分類		自治事務	
(5) 事業期間	開始	61 年	4 月から	根拠法令		国土調査法	
	終了	年	月まで ( 力年)				

<b>2. 事業の目的及び内容</b>	
<p>(1) 対象 (だれに対して・何に対して行うのか)</p> <p>結城市内の地籍調査対象地域(土地改良事業、区画整理事業区域を除く)</p>	<p>(3) めざす姿 (意図・どのような状態になるのか)</p> <p>現在、登記所に備え付けられている土地登記簿や公図(字限図)は正確でないところが多くある。そのため、地籍調査の成果をもって土地登記簿の記載が変更されるとともに、作成された地籍図は公図に置き換えられることで、地籍の明確化を図る。</p>
<p>(2) 手段 (事業内容・どのようなことを行うのか)</p> <p>国土調査法に基づく地籍調査により、土地一筆毎に、所有者及び地番、地目の調査を実施し地籍簿を作成する。さらに境界の測量を最新の測量技術をもって正確に実施し、縮尺 1/500の地籍図を作成する。</p>	<p>(4) 事業開始のきっかけや他市の状況など (※ 1-(8)事務分類が法定受託の場合は記入の必要なし)</p> <p>現在、登記所にある土地登記簿や公図(字限図)は正確でないところが多くある。この解消を図るため、当市では昭和61年度より地籍調査事業が開始された。</p>
<p>(5) 事業をとりまく環境の変化(社会環境、市民ニーズ等)や市民・議会の要望、意見等とそれに対する対応</p>	

<b>3. 事業コスト</b>					
行政評価 実施計画	実績内容の評価 検討・改善				
検討・改善内容を反映					
● 予算内訳	実績額(千円)	当初予算額(千円)	計画額・見込額(千円)		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
(1) 事業費	事業内容				
	報酬・賃金	1,160	1,380		
	報償費	218	199		
	旅費	36	38		
	需用費	1,092	1,187		
	役務費	289	310		
	委託料	14,116	16,394		
	使用料及び賃借料	1,400	1,400		
	負担金・公課費	111	123		
	合計	18,422	21,031		
(2) 財源	国庫支出金(千円)				
	5,650	7,000			
	県支出金(千円)				
	2,825	3,500			
	地方債(千円)				
	その他特定財源(千円)				
	一般財源(千円)				
	9,947	10,531			
	合計(千円)	18,422	21,031		
	補助・起債制度名	地籍調査費負担金	地籍調査費負担金		

4. 指標の検証（活動指標・成果指標）

指標の名称		単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
(1) 活動指標（実施した事業の内容）							
指標名	年間地籍調査実施面積	目標値		1	1	1	1
		実績(見込)値		1			
		目標値					
		実績(見込)値					
(2) 成果指標（事業実施によるめざす姿の達成度）							
指標名	地籍調査登記完了面積	目標値		50	50	50	50
		実績(見込)値		32	32	33	33
		達成率		63.6 %	64.6 %		
		目標値					
		実績(見込)値					
		達成率		%	%		

5. 事業評価

(1) 平成27年度の行政評価結果をうけて、平成27年度に取り組んだ改革改善点があれば記載してください。

(2) 項目別評価

評価項目・客観的評価				理由
必要性	事業の必要性	A	必要性は高い	土地に関するあらゆる施策の基礎資料に活用されるため必要な事業である。
妥当性	実施主体の妥当性	A	妥当である	個人情報を扱うことになるため市が実施する必要がある。
	手段の妥当性	A	妥当である	国土調査法に基づき実施している事業であり他の手段は無い。
効率性	コスト効率 人員効率	B	どちらとも言えない	効率を高めるためには年度ごとの調査面積を拡大することになるが、国や県の財源状況に左右されるため、市独自で効率を高めることは難しい。
公平性	受益者の偏り	B	どちらとも言えない	受益者は調査終了地区の地権者が限定されるが、今後事業が進むことで偏りを解消することができる。
有効性	成果の向上	B	どちらとも言えない	
進捗度	事業の進捗	B	どちらとも言えない	

(3) 総合評価 上記評価を踏まえて事業全体について評価し、問題点・課題等を指摘してください。

今後、調査対象地区が市街地へ移行した場合は、調査自体の困難度は増すとともに、土地が細分化されて筆数が多くなることから調査面積は減少することが懸念される。

(4) 対応策・提言等 この事業を今後どのように改善・改革をしていきますか？

6. 事業の方向性判断

評価主体	28年度以降の事業の方向性	評価理由・根拠
(1) 記入者評価 記入者が評価を行う	現状のまま継続 (改善・改革なし)	注) 記入者は「5. 事業評価」を記載するため、この欄は未記入で結構です。
(2) 一次評価 担当課長が評価を行う	現状のまま継続 (改善・改革なし)	計画を実施していく上では、現状の調査体制を維持していく必要がある。
(3) 最終評価 企画調整会議において 評価を行う		上記評価のとおり。